

令和8年度つくば市教育委員会奨学金に係る選考基準

令和8年2月18日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、教育委員会奨学金の支給について、つくば市教育委員会奨学金支給規則（平成3年つくば市教育委員会規則第5号）（以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものである。

(経済的理由によって修学が困難と認められる者の選考基準)

第2条 規則第2条第1項第4号に規定する経済的理由によって修学が困難と認められる者とは、別紙1の判定基準に該当する者とする。ただし、家庭の事情等を参酌し、当該判定基準によりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(品行方正、成績優秀及び志操堅実である者の選考基準)

第3条 規則第2条第1項第5号に規定する品行方正、成績優秀及び志操堅実である者とは、成績証明書により証明される全教科の評定平均（小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。）が4.0以上である者とする。ただし、その他成績証明書により証明される事項等を参酌し、当該選考基準によりがたいと認められる場合は、この限りではない。

別紙1 経済的理由によって修学が困難と認められる者の判定基準

1 判定基準

経済的理由によって修学が困難と認められる者は、(3) 認定所得金額が、(4) 認定基準生活費未満の者とする。

$$\boxed{(1) \text{ 世帯所得金額}} - \boxed{(2) \text{ 特別控除額}} = \boxed{(3) \text{ 認定所得金額}} < \boxed{(4) \text{ 認定基準生活費}}$$

(1) 世帯所得金額

前年度の課税証明書（非課税証明書）により証明される所得金額等を、次表の計算式にあてはめて算出した金額を世帯所得金額とする。

区 分	計 算 式
証明額が400万円までのもの	証明額×0.8 - 263万円 = 世帯所得金額
証明額が400万円を超え878万円までのもの	証明額×0.7 - 223万円 = 世帯所得金額
証明額が878万円を超えるもの	証明額 - 486万円 = 世帯所得金額

(備考)

- 1 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用する。
- 2 申請者本人の属する世帯中、給与所得者が2人以上いる場合は、それぞれの収入金額を合算した後に、世帯所得金額を算出する。
- 3 申請者本人の属する世帯中、同一人で給与所得又は給与所得以外の所得が2以上ある場合は、それぞれの所得金額を合算する。

(2) 特別控除額

上記(1)から控除することを認められる金額であり、その金額は別表第1のとおりとする。

(3) 認定所得金額

上記(1)世帯所得金額から(2)特別控除額を引いた金額を、認定所得金額とする。

(4) 認定基準生活費

認定基準生活費は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を準用し、当該基準に定める基準生活費に住宅扶助基準中家賃、間代、地代等の額を合算した額とする。

別表第1

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額					
1	母子・父子家庭であること	49万円					
2	就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき) ※本人も控除対象とする。	小 学 校		9万円			
		中 学 校		17万円			
				自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国・公立		31万円	53万円	
			私 立		45万円	66万円	
		高等専門学 校	国・ 公立	1～3年	28万円	50万円	
				4～5年	40万円	62万円	
			私立	1～3年	54万円	76万円	
				4～5年	66万円	88万円	
		大 学	国・公立		67万円	116万円	
私 立			111万円	159万円			
専修 学校	高等 課程	国・公立		19万円	30万円		
		私 立		41万円	51万円		
	専門 課程	国・公立		25万円	71万円		
		私 立		79万円	123万円		
3	障害者がいる世帯であること	障害者1人につき		99万円			
4	長期療養者がいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
5	主たる生計者が別居している世帯 であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を 限度とする。					
6	火災、風水害、盗難等の被害を受 けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基 本的な手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期に わたって支出増または収入減になると認められる年間金額					

(注) 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算したのち控除する。